

		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率			
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)						
該当団体	19	14	14	13	14	14	15	9	4	13	14	5	5	6	9	8	0	8	0	4	16	16	16	16	0	0	4	14	19		
石川県	金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	その他	334					【課税所得等の分類】総所得額 【基準額の時期】平成25年の生保基準	20%未満	
石川県	七尾市																				1.3	課税所得	その他	309					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	その他	325					【基準額の時期】平成24年12月末	15%未満	
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○							1.3	課税所得	その他	326					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
石川県	珠洲市																				1.3	課税所得	その他	298					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	その他	322					【基準額の時期】平成24年12月末の生保基準	15%未満	
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○							1.3	総所得(税引き前)	その他	320					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
石川県	かほく市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○						1.3	課税所得	前年度	316					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○			○	○			○							1.3	課税所得	その他	309					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○			○	○																	その他経済的にお困りの方		10%未満	
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	その他	309					保護者等が災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	【課税所得等の分類】合計所得金額 【基準額の時期】生活保護基準は平成25年8月1日改正前の基準を採用している	15%未満
石川県	川北町						○																							5%未満	
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	その他	306					【基準額の時期】4年前の年度(平成25年11月1日時点)	10%未満	
石川県	内灘町	○	○		○	○	○			○	○										1.3	課税所得	前年度	305						15%未満	
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	その他	254					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	その他	320					【基準額の時期】平成24年12月末	10%未満	
石川県	中能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○							1.3	課税所得	その他	294					教育委員会が特に就学援助の必要があると認めたもの。	【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
石川県	穴水町																											同一世帯総所得額200万円以下		5%未満	
石川県	能登町																				1.3	総所得(税引き前)	その他	307					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	19	0	0	0	2	3	2	18	18	0	0	0	0	2	2	2	18	17	0	2	2	1	0	0	0	1	0	0	3	3	0	5	5	5	3	2	0	13
石川県	金沢市						○	11,420									○	40,600		○	68,459								○	58,661								
石川県	七尾市						○	12,500									○	15,000																				・修学旅行費は、小学校で修学旅行を行わないため支給対象費目ではない。
石川県	小松市						○	11,420									○	40,600													○	2,060	1,503					・新入学児童生徒学用品費等はH29執行見込額 ・支給平均額は、H28実績より記入
石川県	輪島市						○	10,270									○	40,600				○									○	18,000	9,979					
石川県	珠洲市			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	18,400	10,000					
石川県	加賀市						○	11,420									○	40,600		○	0														○	35,000		通学費は実績なし
石川県	羽咋市						○	11,100									○	19,900																				・通学費と修学旅行費は支給対象費目ではない。
石川県	かほく市						○	11,420									○	40,600																				小学校の修学旅行を実施していないため支給対象費目ではない。 修学旅行費は支給対象費目ではない。 「支給平均額」欄については、28年度の実績額により記入
石川県	白山市						○	11,420									○	40,600																				
石川県	能美市			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470														○	13,000								修学旅行費及び学校給食費は平成29年度当初予算に計上した単価
石川県	野々市市						○	11,420									○	40,600				○	0															・支給平均額は28年度の実績額により記入した。 ・修学旅行費は実績なし。
石川県	川北町						○	14,780									○	19,900																	○	11,000		
石川県	津幡町						○	14,780									○	40,600																				・学用品費:学用品支給額全体に占める割合は1年(12,610円)が18.8%、2~6年(14,780円)が81.2%。 ・修学旅行費:小学校については支給費目ではない。
石川県	内灘町						○	11,420									○	40,600													○	6,000	6,000					
石川県	志賀町						○	11,100									○	19,900																				・小学校では修学旅行を実施していないため修学旅行費は支給費目ではない。
石川県	宝達志水町						○	8,880									○	17,910																				小学校の修学旅行費は実施なし
石川県	中能登町						○	11,100									○	19,900																				修学旅行費は支給対象費目ではない。
石川県	穴水町						○	11,100									○	19,900													○	9,000	3,637					
石川県	能登町						○	11,420									○	40,600																				修学旅行費は支給対象費目ではない。

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																		
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額
該当団体	19	0	0	0	2	2	2	18	17	0	0	0	2	2	2	18	17	0	3	3	1	0	0	0	1	0	0	3	3	0	11	11	11	6	5	0	8	
石川県	金沢市						○	22,320								○	47,400		○	80,000								○	58,380									
石川県	七尾市						○	22,000								○	20,000																	○	35,000			
石川県	小松市						○	22,320								○	47,400													○	41,140	41,140						・新入学児童生徒学用品費等はH29執行見込額 ・支給平均額は、H28実績より記入
石川県	輪島市						○	20,080								○	47,400			○									○	70,000	69,984							
石川県	珠洲市			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400															○	47,000	47,000							
石川県	加賀市						○	22,320								○	47,400		○	0													○	35,000				通学費は実績なし
石川県	羽咋市						○	21,700								○	22,900		○	0									○	50,000	50,000							通学費は支給実績なし。
石川県	かほく市						○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590							
石川県	白山市						○	22,320								○	47,400												○	57,590	56,595							・「支給平均額」欄については、28年度の実績額により記入
石川県	能美市			○	22,320	22,320						○	23,550	23,550														○	55,000									修学旅行費は平成29年度当初予算に計上した単価
石川県	野々市市						○	22,320								○	47,400											○	54,260									支給平均額は28年度の実績額により記入した。
石川県	川北町						○	26,050								○	22,900																○	46,000				
石川県	津幡町						○	26,050								○	47,400												○	57,590	57,590							・学用品費:学用品支給額全体に占める割合は1年(23,880円)が28.5%、23年(26,050円)が71.5%。 ・修学旅行費:平成29年度予算に計上した単価。
石川県	内灘町						○	22,320								○	47,400											○	57,590	57,590								
石川県	志賀町						○	21,700								○	22,900												○	50,000	50,000							
石川県	宝達志水町						○	17,360								○	20,610															○	52,000					
石川県	中能登町						○	21,700								○	22,900											○	50,000	50,000								
石川県	穴水町						○	21,700								○	22,900											○	80,000	78,561								
石川県	能登町						○	22,320								○	47,400														○	57,590						

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組	
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	19	14	5	5	1
石川県	金沢市	○			
石川県	七尾市		○	希望する生徒への制服・体操服のリサイクルなど	
石川県	小松市	○			
石川県	輪島市	○			
石川県	珠洲市	○			
石川県	加賀市		○	一部の学校では、制服バザー等によりリサイクルを行っている。	
石川県	羽咋市	○			
石川県	かほく市		○	希望する児童・生徒への制服・体操服のリサイクル	
石川県	白山市	○			平成27年度新入学児童生徒より、就学援助と同一の基準で「入学支度金支援事業」を開始している。
石川県	能美市		○	全ての学校ではないが、制服や体操服のバザーを行っている。	
石川県	野々市市	○			
石川県	川北町	○			
石川県	津幡町	○			
石川県	内灘町	○			
石川県	志賀町	○			
石川県	宝達志水町	○			
石川県	中能登町	○			
石川県	穴水町		○	制服、学用品のリサイクル	
石川県	能登町	○			